

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

島県庁及び本宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

〇農林水産省告示第千四百四十八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

農林水産大臣 野上浩太郎 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県いわき市四倉町玉山字屋敷前九九

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

島県庁及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。

〇農林水産省告示第千四百四十九号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和三年七月八日 農林水産大臣 野上浩太郎 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 福島県南会津郡下郷町大字湯野上字長畑山乙

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

島県庁及び下郷町役場に備え置いて縦覧に供する。

〇農林水産省告示第千五百十号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三條の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

農林水産大臣 野上浩太郎 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 鳥取県西伯郡伯耆町丸山字白場一〇二五の二、一〇二九の二、一〇三四の二、字上狼谷一五五三の四、一五五八の三、番原字大畑四四八、四五二の二、字三條尻六四三の二、字前ノ段六二〇の三、字門畑七五五の二(国有林)、字七ツ又七七八の四、七一九の四(以上二筆国有林)、七七八の二、字小才七〇七の五(国有林)、七〇七の二、字小才七四七の四の二、真野字反り原六九二の九一(次の図に示す部分に限る。)、字釜ヶ谷八八三、字下河原九一〇、小野字川平四二の一

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件 (一) 立木の伐採の方法 1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

島県庁及び西伯郡伯耆町丸山字白場一〇二五の二、一〇二九の二、一〇三四の二、字上狼谷一五五三の四、一五五八の三、番原字大畑四四八、四五二の二、字三條尻六四三の二、字前ノ段六二〇の三、字門畑七五五の二(国有林)、字七ツ又七七八の四、七一九の四(以上二筆国有林)、七七八の二、字小才七〇七の五(国有林)、七〇七の二、字小才七四七の四の二、真野字反り原六九二の九一(次の図に示す部分に限る。)、字釜ヶ谷八八三、字下河原九一〇、小野字川平四二の一

〇農林水産省告示第千五百十一号 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三十三号)第三十條において読み替えて準用する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第四十二條第一項及び第四十六條第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則(平成二十六年農林水産省令第四十三号)第九條の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和三年七月八日 農林水産大臣 野上浩太郎 制限措置の内容 (一) 許可をすべき水産動植物の総量 にはんうなぎ 21.7トン

(二) 養殖場の総面積 3平方メートル以上 (三) 養殖場の数 にはんうなぎ 456

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 424 国内で養殖されたことのあるうなぎ(以下「既養殖うなぎ」という。)のみを養殖する養殖場 32

にはんうなぎ以外の種のうなぎ 103 このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 60 既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 43 許可を申請すべき期間 令和3年7月9日から同年10月8日まで

三 許可の有効期間 この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に定める許可の基準 農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならぬ養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

(一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 1 農林水産大臣は、現に当該指定養殖業の許可を受けている者(以下「実績を有する者」という。)が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量(当該許可において定められた数量に限る。)に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、(一)の水産動植物の数量又は(二)の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、(一)の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たな許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と(一)の申請に係る許可の数量の合計が(一)の水産動植物の数量に、又は(二)の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができるときは、公正な方法でくじを行い、許可をすることができる。

(二) 既に養殖うなぎのみを養殖する養殖場 (一)の1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定することができる。

この方法により許可をする者を定めることができるときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

農林水産大臣 野上浩太郎

〇農林水産省告示第千五百十二号 内水面漁業の振興に関する法律(平成二十六年法律第百三十三号)第三十條において読み替えて準用する漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第四十二條第一項及び第四十六條第二項並びに内水面漁業の振興に関する法律施行規則(平成二十六年農林水産省令第四十三号)第九條の規定に基づき、うなぎ養殖業の制限措置の内容、許可を申請すべき期間、許可の有効期間及び許可の基準を次のように定める。

令和三年七月八日 農林水産大臣 野上浩太郎 制限措置の内容 (一) 許可をすべき水産動植物の総量 にはんうなぎ 21.7トン

(二) 養殖場の総面積 3平方メートル以上 (三) 養殖場の数 にはんうなぎ 456

このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 424 国内で養殖されたことのあるうなぎ(以下「既養殖うなぎ」という。)のみを養殖する養殖場 32

にはんうなぎ以外の種のうなぎ 103 このうち、国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 60

既養殖うなぎのみを養殖する養殖場 43 許可を申請すべき期間 令和3年7月9日から同年10月8日まで

三 許可の有効期間 この告示に係る許可の有効期間は、令和3年11月1日から令和4年10月31日までとする。

四 水産動植物の数量及び養殖場の数に定める許可の基準 農林水産大臣は、次に定める許可の基準により、許可しなければならぬ養殖場に係る水産動植物の数量及び養殖場の数を決定する。

(一) 国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場 1 農林水産大臣は、現に当該指定養殖業の許可を受けている者(以下「実績を有する者」という。)が当該許可の有効期間の満了日の到来のため当該許可に係る養殖場と同一の養殖場についてした申請があるときは、その申請に係る水産動植物の数量(当該許可において定められた数量に限る。)に対して、他の申請に優先して許可するものとする。

2 前項の許可による水産動植物の数量又は養殖場の数の合計が、(一)の水産動植物の数量又は(二)の養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、(一)の申請以外の申請の中から、新たに許可を行う養殖場と当該養殖場に係る水産動植物の数量を定めるものとする。

当該新たな許可を行う養殖場に対し許可をする水産動植物の数量は1キログラムとし、当該許可は、当該許可に係る数量と(一)の申請に係る許可の数量の合計が(一)の水産動植物の数量に、又は(二)の養殖場の数の総数に達するまで行うこととする。

この方法により許可をする者を定めることができるときは、公正な方法でくじを行い、許可をすることができる。

(二) 既に養殖うなぎのみを養殖する養殖場 (一)の1の許可による養殖場の数の合計が、公示した養殖場の数の総数を下回る場合には、その差の範囲内において、許可をする養殖場を決定することができる。

この方法により許可をする者を定めることができるときは、公正な方法でくじを行い、許可を行う者を定める。

備考

1 許可において定める水産動植物の総量は、国内で一度も飼育されたことのないようなぎの量とする。

2 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎの数量又は養殖場に係る数の変更は、にほんうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、それぞれ21.7トン(一)に定めるにほんうなぎの総量)及び456(一)に定めるにほんうなぎの養殖場の数の総数)を越えない範囲で行うことができる。

3 この告示に係る許可を受けたにほんうなぎ以外の種のうなぎの数量又は養殖場に係る数の変更は、にほんうなぎ以外の種のうなぎ資源の持続的な利用の確保を害するおそれがないと認められる場合に限り、3.5トン(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの総量)及び60(一)に定めるにほんうなぎ以外の種のうなぎの国内で一度も飼育されたことのないうなぎを養殖する養殖場の数の総数)を越えない範囲で行うことができる。

4 許可には、次に掲げる条件を付けることができる。

一 既養殖うなぎを国内における養殖の用に供するために出荷する場合には、当該既養殖うなぎの出荷先に対し、当該既養殖うなぎの出荷年月日、出荷重量並びに出荷者及び出荷先の氏名又は名称を記載した書類(以下「出荷書類」という。)を交付しなければならない。

二 出荷書類の交付がなされていない出荷に係る既養殖うなぎについては、これを養殖してはならない。

三 既養殖うなぎを養殖したときは、その都度遅滞なく、当該既養殖うなぎに係る出荷書類の写しを農林水産大臣に提出しなければならない。

四 にほんうなぎ以外の種のうなぎを養殖する場合には、当該うなぎを公共の用に供する水面に放出してはならず、また、当該うなぎの逸出を防止するために必要な措置を講じなければならない。

○観光庁告示第四号

旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第十二条の十七の規定に基づき、遠州鉄道株式会社(登録研修機関第二十二号)から研修業務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同法第十二条の二十八第二号の規定により次のとおり公示する。

令和三年七月八日

一 研修業務を行う事務所の名称の変更

観光庁長官 和田 浩一

変更前	運輸営業部パンビ課
変更後	旅行営業部企画販売課

二 変更の年月日 令和二年九月一日

○中国地方整備局告示第七十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和三年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年七月八日

路線名 供用開始の区間 中国地方整備局長 多田 智

二号及び九号 宇部市大字船木字瀬戸二四七九番三地区内

中国地方整備局及び同局山

供用開始の期日 令和三年七月八日

人事異動

内閣法制局

(財務省国際調査課投資企画審査室長) 財務事務官 永田 将一

内閣法制局参事官(第三部)に昇任せしめる 内閣法制局参事官(第三部) 小多 章裕

財務省に出向せしめる(以上七月九日)

内閣府

上皇侍従

願に依り本官を免する(六月三十日)

上皇侍従に任命する(七月一日)

江口 友之

法務省

(東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付) 検事兼法務事務官 佐藤 雄介

長崎地方検察庁検事に配置換する

法務事務官(法務省刑事局付)の併任を解除する(七月五日)

最高裁判所

静岡地方裁判所判事・静岡簡易裁判所判事 伊藤 雅人

東京高等裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する

東京地方裁判所判事 村田 斉志

最高裁判所事務総局総務局長を免する

静岡地方裁判所判事に補する

静岡地方裁判所判事を命ずる

簡易裁判所判事 村田 斉志

静岡簡易裁判所判事に補する

静岡簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 小野寺真也

東京高等裁判所事務局長を免する

最高裁判所事務総局総務局長を命ずる

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事 石井 伸興

東京高等裁判所判事に補する

東京高等裁判所事務局長を命ずる

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事 神田 大助

東京地方裁判所判事に補する

部の事務を総括する者に指名する(以上七月五日)

○定年退官

最高裁判所判事小池裕は七月二日限り定年退官

官庁報告

官庁事項

内閣官房組織令(昭和三十三年政令第二百十九号)第十二条の規定に基づき、内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年七月八日

内閣総理大臣 菅 義偉

内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則

内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則(平成二十七年四月十日内閣総理大臣決定)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和四年三月三十一日」を「前項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日」に、「九人」を「七人」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。

2 当分の間、第一項の規定の適用については、同項中「五人」とあるのは「三人」とする。

附則

この規則は、令和三年七月八日から施行する。